

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 大阪府

農業委員会名： 茨木市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年 7 月 20 日

任期满了年月日 令和8年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	7
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,102
農業経営体数	489

※ 直近の「農林業センサス」(令和2年2月1日現在。以下同じ。)に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	433
女性	143
40代以下	16

※ 直近の「農林業センサス」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	7
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	7
特定農業団体	0
集落営農組織	7

※農林課調べ

單位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	484	53				537

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」(令和6年7月15日現在。以下同じ。)に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	553	ha	27.5	ha	5.0	%
課題	農業従事者の減少や高齢化が進む中、担い手不足と新たな担い手の確保が課題となっている。また、農地の分散化や耕作条件が悪い農地など、利用集積に適さない農地が多く存在していることが農地集積を図る上での課題になっている。					

※1 「管内の農地面積(A)」は、地域計画の区域内にある農用地と生産緑地の合計面積

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう。

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう。(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和15 年度	集積率	53 %
今年度の新規集積面積	0.5 ha	農地面積(C)	553 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	28.0 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	5.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	1.65 ha	0.85 ha	0.8 ha
課題	農業従事者の高齢化、担い手不足、非農家への相続等により、今後遊休農地の増加が見込まれる。市と連携し、遊休農地の所有者に対し農地中間管理事業の活用を促す必要がある。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.85 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.2 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.8 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	関係機関及び団体と連携し、遊休農地の解消に向け協議を行う。
-------------------------	-------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
	2 経営体	0 経営体	0 経営体
	0.4 ha	0 ha	0 ha
課題	新たに農業経営を開始する際、農業技術の習得、農地の確保、資金面が課題になっている。新規参入者が農業経営を軌道に乗せ、安定した収入を得られるようになるまで時間がかかることから、継続的なサポートが必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	4.9 ha	3.5 ha	3.0 ha	3.8 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			0.4 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	7 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		3 回
取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月	遊休農地の解消	遊休農地の所有者を対象に利用意向調査を実施し、意向把握に努める。
11月	新規参入の促進	相談会等を通じて新規参入希望者が就農できるよう情報提供を行う。
12月	遊休農地の解消	利用意向調査の回収、取りまとめを行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		1 回	
開催時期	11月	相談会名	茨木市農業祭農地相談
参加者数	8人	開催場所	中央公園グラウンド
相談会の内容	市農業祭の相談ブースで新規参入希望者との面談を通じ、新規就農者のニーズを把握し、それぞれが望む就農に向けて助言する。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)